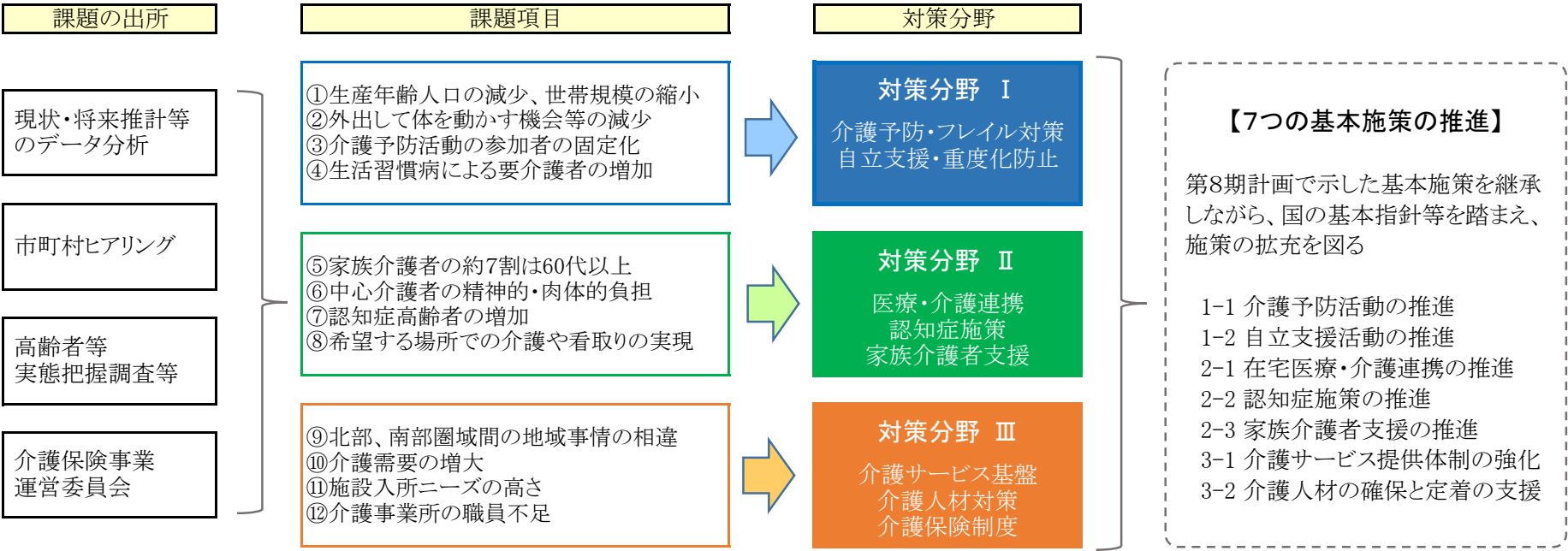


1 第9期計画の構成等

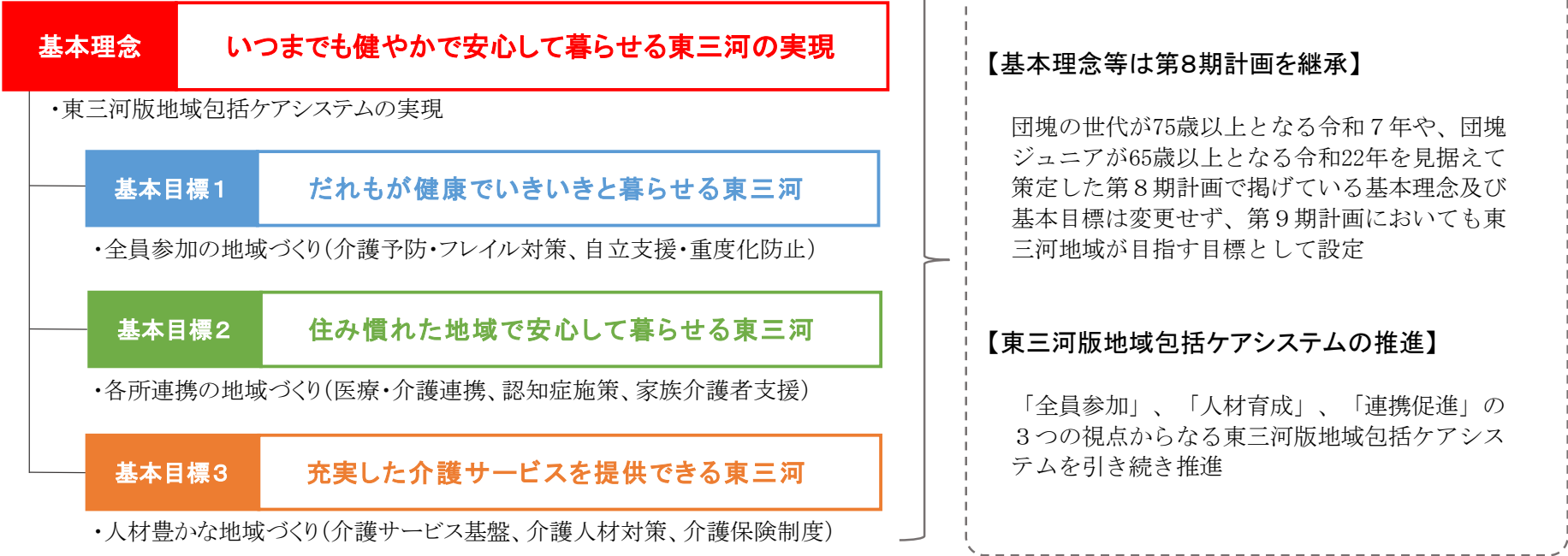
章	章の構成・要約
第1章 計画の位置づけ	○第8期計画で掲げた地域包括ケアシステム実現に向けた取組を継承 ○「団塊の世代」全てが75歳以上となる令和7年や、高齢者人口がピークを迎える令和23年を見据えた中長期的な視野に立った分析 ○計画期間(令和6～8年度) ○「地域包括支援センター」の役割を明記
第2章 東三河地域の高齢者の現状と将来予測	○高齢者人口がピークを迎える令和23年以降の人口動態も把握するため令和42年までの高齢者人口・認定者数等の将来推計データを分析 ○「団塊の世代」と「団塊ジュニア世代」に着目した人口構造の分析 ○第9期計画期間(令和6～8年度)の各種推計 ○介護サービス(圏域別)と保険給付実績の状況分析と要因分析 ○平均要介護度の推移から、東三河地域の軽度化傾向と要因分析
第3章 実態調査の結果と課題の整理	○住民ニーズを把握するため、高齢者等実態把握調査を実施し、家族介護者の実態を分析 ○介護事業所の雇用実態等を把握するため、介護人材等実態調査を実施 ○東三河地域の諸課題から3つの対策分野に整理
第4章 基本理念	○基本理念「いつまでも健やかで安心して暮らせる東三河の実現」を目指し、東三河8市町村が連携し介護保険の充実と医療・介護・予防が包括的に確保される体制づくりを進める ○3つの基本目標は第8期計画を継承し、「東三河版地域包括ケアシステム」を深化・推進するとともに東三河の諸課題に対応した施策を推進 ○基本目標を実現するため、7つの基本施策を東三河一丸となり推進
第5章 介護保険施策の展開	○東三河の諸課題に対応するため、第9期計画における重点項目として3つの取組「介護人材の確保と定着」・「家族介護者の負担軽減」・「北部圏域における介護サービスの事業継続支援」を推進 ○基本施策ごとに第8期計画の現状と第9期計画の事業方針を示す ○地域支援事業41事業、独自事業10事業 ○新規・拡充事業として3事業
第6章 介護保険サービスの現状と将来見込	○介護サービスの利用実績、第9期計画での利用見込量 ○施設サービス等整備方針(小規模特別養護老人ホーム等の整備を行う)
第7章 介護保険料	策 定 中

※第1回中間報告 … 令和5年 1月 福祉委員会において報告済(第3章まで)
第2回中間報告 … 令和5年11月 福祉委員会において報告(第6章まで)
最終報告 … 令和6年 1月 福祉委員会において報告予定(第7章まで)

2 第9期計画の東三河の課題と対策分野(P.67～70,74)



3 第9期計画の基本理念等(P.71～74)



4 第9期計画の重点取組項目(P.75)

重点取組項目(P.75)	①「介護人材の確保と定着」 ・民間ノウハウを活用した介護人材対策の実施(P.98) ②「家族介護者の負担軽減」 ・家族介護者のレスパイト(休息)支援(P.92) ③「北部圏域における介護サービスの事業継続支援」 ・中山間地域における居宅サービスの確保・拡充(P.95)
--------------	---

5 第9期計画における取組の主な変更等(P.78～98) ※施設サービス等整備関係を除く

◇第9期計画（◎：新規・拡充事業 ○：統合・事業区分変更事業）			
【事業整理区分①】			
○ 介護給付適正化の推進	〈基本施策3-1〉	第9期P.96	
【事業整理区分②】			
○ 介護サービス事業者への指導・助言	〈基本施策3-1〉	第9期P.95	
【事業整理区分③】			
◎ 栄養改善に特化した配食サービスの実施	〈基本施策1-2〉	第9期P.83	
【独自事業】			
○ 介護用品の購入支援	〈基本施策2-3〉	第9期P.92	
◎ 家族介護者のレスパイト(休息)支援	〈基本施策2-3〉	第9期P.92	
◎ 中山間地域における居宅サービスの確保・拡充	〈基本施策3-1〉	第9期P.95	
◇第8期計画（×：終了事業 ○：第9期で統合する事業・事業区分変更事業）			
【事業整理区分①】			
○ 介護用品の購入支援	〈基本施策2-3〉	第8期P.82	
○ ケアプラン作成能力向上の支援	〈基本施策3-3〉	第8期P.89	
× 介護給付費通知による適正化	〈基本施策3-3〉	第8期P.89	
【事業整理区分②】			
○ 介護サービス事業者等の適正化の支援	〈基本施策3-3〉	第8期P.89	
【事業整理区分③】			
※ 終了事業なし			
【独自事業】			
○ 介護保険指定事業者講習会の開催	〈基本施策3-3〉	第8期P.89	
× 認知症高齢者等離設対策機器の導入支援	〈基本施策3-2・3-3〉	第8期P.87,89	

(参考) 第9期計画における地域支援事業の事業整理区分等(P.75)

事業区分	事業整理区分	事業内容
地域支援事業	区分①	【統一的な実施基準を定め全市町村で実施する事業】 統一的な実施基準を定め全市町村で実施する事業は、市町村で受けられるサービスの充実と平準化を図ります。
	区分②	【地域の特性を考慮して全市町村で実施する事業】 異なる社会資源を活用して実施している事業は、市町村ごとに実施方法を委ね、地域の実情に応じた創意工夫のある事業を実施します。
	区分③	【各市町村の必要性に応じて実施する事業】 社会資源の有無など、地域の特性により事業展開の必要性が異なる事業は、市町村に実施の有無を委ね、柔軟な地域づくりを推進します。
独自事業		地域の課題解決に向けて、地域支援事業以外で東三河独自の事業を実施します。

6 第9期計画の施設サービス等の整備方針(P.130～135)

サービス名	第8期計画末の現状	第9期計画の整備方針	備考
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 (小規模特別養護老人ホーム)	・26施設 (定員745人)	・地域密着型 2施設(定員58人) 整備予定地:南部圏域	※緊急度の高い待機者、特養供給率、市町村間相互利用を考慮し、圏域単位で見込む ・北部圏域:居宅サービスが継続して提供される体制を確保する ・南部圏域:未整備の場合、第9期計画末で待機者が51人の見込、家族介護者レスパイト支援として短期入所を併設
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	・74事業所 (定員1,323人)	・地域密着型 5事業所(定員90人) 整備予定地:5市	・5市に整備することで、各市の待機者削減を図るとともに、南北圏域それぞれの受け皿とする ・認知症高齢者の増加傾向の見込みから、年30人程度の利用増を見込む(計90人)
※ その他の地域密着型サービスは、事業者の希望による事業展開を認めることで事業者の参入を図る			
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	・29施設 (定員2,541人)	※整備なし	・小規模特別養護老人ホームを整備することで待機者解消を図ることから整備しない
介護老人保健施設	・17施設 (定員1,559人)	※整備なし	・調査時点で広域全体の空床が250床程度であり、待機状態が長く続く可能性は低いと考えられることから整備しない
介護医療院	・6施設 (定員618人)	※整備なし	・介護療養型医療施設(介護療養病床)から介護医療院への転換が、第8期計画期間中に完了することから整備しない
特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム等)	・13施設 (定員630人)	※整備なし	・年間退去者数206人であり、半年程度で入居が可能と考えられることから整備しない ※東三河は持ち家率が高く、南北圏域ともに利用傾向が低い